

# スピードカップ 2010シリーズ

## 特別規則書

### 公示

本大会はFIA国際モータースポーツ競技規則、国際カート規則ならびにそれに準拠したJAF国内競技規則、JAF国内カート競技規則とその付則および本大会特別規則書に従って開催される。

#### 第1章 大会開催に関する事項

##### 第1条 競技会の名称

スピードカップ 2010シリーズ

英文表記: SPEEDCUP 2010SERIES

##### 第2条 競技の種目

第一種競技車両及びリブレ車両による(FP3車両による)スプリントレース

##### 第3条 競技の格式

カデット 模擬イベント

ジュニアMAX 制限付

SS 制限付

MAX 制限付

SODIレンタル 模擬イベント

##### 第4条 開催場所・日程

ジュニアMAX、SS、MAX

東地域第1戦・第2戦 3月21日(日)APGオートパラダイス御殿場

公式車検、予選ヒート、決勝ヒート

西地域第1戦・第2戦 5月30日(日)美浜サーキット 公式車検、予選ヒート、決勝ヒート

西地域第3戦・第4戦 6月27日(日)琵琶湖スポーツランド

公式車検、予選ヒート、決勝ヒート

東地域第3戦・第4戦 8月15日(日)榛名モータースポーツランド 公式車検、

予選ヒート、決勝ヒート

西地域第5戦・第6戦 9月12日(日)瑞浪サーキット 公式車検、予選ヒート、

決勝ヒート

東地域第5戦・第6戦 10月31日(日)新東京サーキット 公式車検、予選ヒート、

決勝ヒート

最終戦 11月28日(日)つま恋カートコース 公式車検、予選ヒート、

決勝ヒート

##### 第5条 大会総合事務局及び大会事務局

###### 1)大会総合事務局

株式会社スピードレーシング(SPEED RACING)

〒104-0042 東京都中央区入船1-2-5高石ビル1F・2F

TEL:03-6228-3735 FAX:03-6228-3736

## 2)大会事務局

各大会開催コースとする

第6条 大会役員および競技役員  
公式プログラムに記載する。

## 第2章 参加申込

### 第7条 競技クラス区分

ジュニアMAX、SSクラス、MAXクラス。

カデットクラス、SODIレンタルクラスは模範イベントとする。

### 第8条 参加定員

- 1)参加受付台数は各クラス各地域ごと30台とし、それを超えた場合は大会事務局にて抽選とする。  
参加申込に対する抗議は一切受け付けない。
- 2)各クラス参加申し込み締め切り時点で、参加台数が5台未満の場合は当該クラスを不成立とする。  
不成立となった場合、参加料は、無利息にて全額返金される。

### 第9条 参加資格

#### 1) エントラント

エントラントライセンス所持者又はオーガナイザーのクラブ員又は個人エントラントとする。

#### 2) ドライバー

- ① 18歳未満のドライバーがエントリーする場合は、親権者又は保護者の出場承諾書を大会総合事務局に提出しなければならない。
- ② クラスごとに必要なライセンス区分および年齢制限は以下の通りとする。年齢はすべて当該年度とする。(年齢は全て当該レース参加時点を基準とする)

#### カデット

ライセンス:SLカデットライセンス保持者

年齢 :8歳から12歳

#### ジュニアMAX

ライセンス:JAFジュニアB以上又はSLカデット以上所持者

年齢 :12歳から17歳

#### SS

ライセンス:JAF国内B以上又はSLライセンス以上所持者

年齢 :15歳以上、上限なし

#### MAX

ライセンス:JAF国内B以上又はSLライセンス以上所持者

年齢 :15歳以上、上限なし

#### SODIレンタル

ライセンス:規定なし。ただしJAF国内B又はSLライセンス所持を推奨。

年齢 :15歳以上、上限なし

- \* 上記クラス共に、他国のライセンスで上記内容と同等のライセンスの場合は、大会総合事務局が参加を認めた場合のみエントリーが可能とする。

- 3) ピットクルー：ドライバー1名につき2名までとする。  
※登録できるピットクルーの年齢は16歳以上とする。

#### 第10条 参加申込先及び受付期間

参加申込はスポットエントリーと年間エントリーの2種類とし、申込受付期間についてはそれぞれ定めるものとする。

##### 〔スポットエントリー〕

すべてのクラスのスポットエントリーの参加受付期間は各大会開催日2ヶ月前より大会2週間前までとし、所定の用紙にて郵送又はFAXにて以下の申込先へ締切日必着で提出する。参加料は現金書留又は大会総合事務局指定の振込先への振込とする。

##### 〔年間エントリー〕

すべてのクラスの年間エントリーの参加受付期間は東地域及び西地域とも2010年1月10日～2010年3月14日までとし、所定の用紙に郵送又はFAXにて以下の申込先へ締切日必着で提出する。参加料はクレジット決済又は大会総合事務局指定の振込先への振込とする。

##### ・参加申込先(大会総合事務局)

株式会社スピードレーシング(SPEED RACING)

〒104-0042 東京都中央区入船1-2-5高石ビル1F・2F

Tel:03-6228-3735 FAX:03-6228-3736

##### ・振込先

三菱東京UFJ銀行 八重洲中央支店

普通 0008600 カ)スピードレーシング

##### ・参加申込は参加料と保険料を添え、あわせて下記書類を記入提出しなければならない。

(1)参加申込書(ダウンロードした表面)

(2)競技会参加に関する誓約書(裏面)

レース当日現地にて提出が必要な書類

1. エントリー用紙(原本)
2. 車両登録申告書(原本)

#### 第11条 参加費用

1) 参加費用は次のとおりとする。各レースのエントリーフィーは下記の参戦費用に含まれるものとする。

スピードカデット(全3戦) :150,000円(税込)

スピードジュニアMAX(全6戦) :340,000円(税込)

スピードSS(全6戦) :390,000円(税込)

スピードMAX(全6戦) :440,000円(税込)

SODIレンタル(全3戦) :150,000円(税込)

2) 最終戦への参加費用は下記のとおりとする。ただし最終戦に参加できるドライバーの条件、付与されるポイントについては別に定める。

スピードカデット :35,000円(税込)

スピードジュニアMAX :37,000円(税込)

スピードSS :42,500円(税込)

スピードMAX :48,500円(税込)

SODIレンタル :35,000円(税込)

3) ピットクルー登録料は1名につき3,000円(保険料込)とする。

4) 保険料(ドライバー及びメカニックの保険代)を各サーキットへ各自でお支払下さい。

## 第12条 保険料

- 1) オーガーナイザーの付保する保険とは別にドライバー900万円、ピット要員1名につき400万円以上のカート競技に有効な保険に加入していなければならない。
- 2) オーガーナイザーの付保する保険の内容ならびに保険金の支払い方法、保険金額は被保険者1名について以下の通りとする。但し、下記の保険金額はあくまで予定であり、最終的な保険金の支払いは保険会社の判断によるため、オーガーナイザーはその支払を合意・保証するものではない。  
ドライバー保険金額100万円、ピット要員保険金額100万円

### ①死亡保険金

事故の日から180日以内に死亡した場合、保険金額が支払われる。

### ②後遺症傷害保険金

事故の日から180日以内に身体の一部をなくしたり、その機能をなくしたりした場合は、その程度に応じて保険金額の下記割合で支払われる。これに該当しない後遺傷害については、保険加入者の職業、年齢、性別に関係無く、身体の完全に破棄された程度に応じ、かつ下記各号の区別に応じ5%～100%以内で保険金が支払われる。

#### <100%>

- ・終身自由を行うことができない場合
- ・両方の目が見えなくなった場合
- ・咀嚼(ソシャク)又は言語の機能をなくした場合

#### <80%>

- ・両方の耳が聞こえなくなった場合

#### <60%>

- ・腕又は足(関節より上部)をなくした場合
- ・片方の目が見えなくなった場合

#### <30%>

- ・片方の耳が聞こえなくなった場合

#### <20%>

- ・鼻をなくした場合
- ・片方の手の親指(指関節より上部)をなくした場合

#### <10%>

- ・足の親指をなくした場合
- ・親指以外の手の指を1本なくした場合

#### <5%>

- ・親指以外の足の指を1本なくした場合

### ③医療保険金

傷害の結果として平常の勤務に支障をきたし、なおかつ医師の治療を要するときに支払われる保険金で、平常に業務に従事できるようになるまで1日について入院の場合は3,000円が支払われる。

### ④その他の規定

A: 医療保険金支払いは事故の日から180日で打ち切られる。

但し、通院保険金は90日分を限度とする。

B: 事故による傷害について後遺症外と重ねて支払われる場合その合算額を支払う。

### ⑤保険金請求時についての必要書類

A: 全治したときの医師の治療証明書 → 傷害事故の場合

B: 死亡診断書および戸籍抄本 → 死亡事故の場合

C: 大会事務局の事故証明書 → 傷害・死亡共

### 第13条 参加受理と参加拒否

- 1) 参加申込者に対して大会総合事務局より参加受理または参加拒否が通知される。
- 2) 参加を拒否された申込者に対しては参加費用が無利息にて返還される。
- 3) 参加を受理された後、参加を取り消す申込者に対して参加費用は返還されない。

## 第3章 競技に関する規則

### 第14条 車両検査

- 1) 「JAF国内カート競技規則」カート競技会参加に関する規定第3章に基づき、車両検査が行なわれる。ドライバーは公式車検に立ち会わなければならない。その際服装に関しても「JAF国内カート競技規則」カート競技会参加に関する規定第3章第11、12条において、技術委員の検査を受けなければならない。規則に不適合な部分がありながらも、なお技術委員に発見されなかったとしても承認を意味するものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は大会総合事務局の指示を受ける場合がある。
- 2) 車両検査の日時および場所は公式通知にて知らされる。
- 3) 「JAF国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定第8章第31、32条に基づき計量が行われる。その際、車検場に工具の持ち込みは一切禁止する。(エアゲージも含む)
- 4) ヒート終了時には「JAF国内カート競技車両規則」に定める必備の部品が備わっているものとする。

### 第15条 自動計測器

- 1) オーガーナイザーが自動計測装置(トランスポンダー)を用意している場合、参加者は出走時にこの装置を車両に取り付けなければならない。取り付けを拒否した場合は、当該車両およびドライバーは出走を認められない。
- 2) 自動計測装置(トランスポンダー)の配布は、選手受付時に行ない、返却については各レース終了後1時間以内とする。

### 第16条 封印

封印が外れそうな状態になった状態になった場合は、事前に技術委員長に申し出るものとする。封印に関する故意の違反があった場合には当該レースは失格とする。なお違反の内容によっては当該ドライバーの当年度のシリーズ戦の全得点を無効とする場合がある。

### 第17条 ドライバーズ・ブリーフィング

参加した全ドライバーはドライバーズ・ブリーフィングに出席しなければならない。ブリーフィングに欠席したドライバーはペナルティの対象となることがある。

### 第18条 公式練習

- 1) 「JAF国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定第6章 第23条に基づき公式練習を行なう。ただし、ピットアウトしスタートラインを通過する前に本コース上で停止した場合も公式練習に参加したものと認める。
- 2) 公式練習の出走順については特に定めないものとする。

3) 大会総合事務局によってマーキングされたタイヤのみを公式練習から使用する。

#### 第19条 タイムトライアル

全クラスとも参加する全てのドライバーはタイムトライアルに参加しなければならない。参加しない場合は、タイムトライアル失格とし、次ヒート最後尾スタートとなる。

タイムトライアルは以下のいずれかの方法で行なう。

①1週のウォーミングアップ後、1週の計測を行なう。同タイムの場合は先に出走した者を上位とする。出走順はブリーフィングにて通達される。

②5分間のタイムアタック時間を設け、その時間内でのベストラップを採用する。ただし、ベストラップが同タイムの場合はセカンドタイムを採用する。タイムアタックの際、当該クラスの出走台数が各コースのフルグリッドを超えた場合、グループ分けを行い、グループに関わらずタイム順にグリッドを決定する。

グループ分けはゼッケン順に前半、後半とし、各グループの最小ゼッケン者の抽選により、グループの出走順を決定する。天候の急変等により、一方のグループのトップタイムが他方グループのトップタイムの102%を超えた場合は、AグループをIN側、BグループをOUT側とする。

③カデットクラスは、出走した後に停止した場合は、再度タイムトライアルを行なうことはできない。

④その他の方法で行なう場合は公式通知にて発表する。

#### 第20条 レースの方法

レースは予選1ヒート、決勝1ヒートとし、決勝ヒートの結果により最終順位を決定する。出場台数により、予選ヒート終了後セカンドチャンスヒートを行う場合がある。

#### 第21条 予選ヒート

- 1) 予選ヒートのグリッドポジションはタイムトライアルの結果による。
- 2) 出場台数が各コースのフルグリッドを超えた場合は、予選ヒートを2グループに分けてヒートレースを行い、Aグループをタイムトライアル奇数順位、Bグループをタイムトライアル偶数順位とし、決勝進出基準は予選各グループの上位各コースによって決められた順位を決勝進出とする。
- 3) 出場台数が各コースのフルグリッドを超えた場合は、予選ヒートを2グループに分けてヒートレースとセカンドチャンスヒートを行なう。2グループに分ける場合はAグループをタイムトライアル奇数順位、Bグループをタイムトライアル偶数順位とし、両グループより上位各コースによって決められた順位の出場者を第1次選出し、残りはセカンドチャンスヒートにより上位各コースによって決められた順位を選出する。
- 4) 予選ヒートおよびセカンドチャンスヒートは各コースによって決められた周回数とします。それぞれを公式通知で発表します。

#### 第22条 決勝ヒート

- 1) 予選ヒート、セカンドチャンスヒートを通過したドライバーのみで行なう。
- 2) グリッドは予選ヒートの結果順による2列のカートからなる。  
グループ分けを行なった場合は、AグループをIN側、BグループをOUT側としセカンドチャンスヒート選出者は、1次選出の後方に着順でグリッドを決定する。
- 3) 周回数は各コースによって公式通知で発表される。

#### 第23条 スタート

ローリング(全クラス)

- (1) スタートラインの25m手前に引いてあるイエローラインを自分のカートが通過するまでは加速を禁止する。これに違反した場合はペナルティーが課せられる。
- (2) フォーメーションラップ開始後、レッドライトが点灯され隊列が整ったと判断した場合、レッドライトを消灯してスタート合図を行なう。更に1周行なう場合にはレッドライトの点灯を続ける。
- (3) ドライバーはスタートの合図が行われるまでグリッドポジションの変更や追い越しをしてはいけない。これに違反したドライバーはペナルティーの対象となる。
- (4) フォーメーションラップ中に停止・再スタートしたドライバー、周回遅れのドライバーは、隊列の最後尾に着かなければならない。また、隊列から大きく遅れたと判断され白地に赤バツンの表示が出されたドライバーも最後尾に着かなければならない。(ミススタートとなった場合も解消されない)
- (5) 先頭車両が自分を追い越していこうと予期して隊列の前から自分のグリッドに戻ってはならない。戻った場合には、ドライバーに黒旗が振られ失格となる。
- (6) ポジションに再度つくため、レースに使用されるコース以外を走行することは禁止する。
- (7) スタート後、先頭車両が1周するまでにスタートラインを越えない車両はそのヒートに出走できない。
- (8) フォーメーション中、各コース決められている復帰禁止区間では追い越し禁止とする。

#### 第24条 信号旗

「JAF国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定第3章に従う。

#### 第25条 給油

レース中の給油は禁止とする。

#### 第26条 レース終了

- 1) 決勝ヒート着順1位のドライバーがフィニッシュライン通過後2分以内にカートが同ラインを通過したドライバーに対してチェッカーフラッグが振られる。
- 2) 車両を押してチェッカーフラッグを受けることは認められない。

#### 第27条 レースの中断

- 1) 「JAF国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定第9章第35条(レースの中断)に従う。
- 2) 赤旗中断の場合、競技長の指示があるまでピットクルーはグリッドへの介入および車両の整備を行なってはならない。
- 3) ピットレインで作業中の車両に対しても上記2)が適用されグリッド上に戻れない車両については、ピットスタートとなり最後尾につくものとする。
- 4) グリッドでの燃料の補給は禁止される。

#### 第28条 完走

チェッカーフラッグに関係なく、規定周回数の1/2以上を完了していること。

#### 第29条 順位の決定

- 1) レースの順位は次の順序により周回数の多い順に決定される。
  - ①完走者(チェッカーを受けたドライバー)
  - ②完走者(チェッカーを受けていないドライバー)
  - ③未完走者
- 2) 同周回数の場合はその周回を先に完了した(フィニッシュライン通過)ドライバーを優先する。

### 第30条 車両保管および再車検

- 1) 決勝レース終了後車両保管および再車検を行なう。
- 2) 車両保管の時間は決勝レース終了後30分以上とし、所定の場所で行なわれる。保管中は技術委員の指示があるまでは保管カートに一切触れてはならない。
- 3) 車両保管解除後、車両を参加者が速やかに引き上げなければならない。
- 4) 技術委員長はスタートした全ての車両に対して検査を行なう権限を持ち技術委員長より検査の指示があった場合は参加者もしくは代理人が責任を持って車両の分解および組み立てを行なわなければならない。ただし、関係役員、エントラントおよびドライバー以外は検査に立ち会うことはできない。
- 5) 本条項の検査に応じない場合は失格とする。
- 6) 上記条項の違反者に対しては大会審査委員会の決定するペナルティーが課せられる。

### 第31条 ピット要員およびパドック

- 1) ピット内およびピット前作業エリアで作業できるのは当該クラスに出場しているドライバーとそのピット要員のみとする。
- 2) ピット要員の行為については「JAF国内カート競技規則」カート競技会参加に関する規定第18条に基づき、ドライバーの直接統括の責任があるものとする。よって、ピット要員による規則の違反で当該ドライバーに対し黒旗を提示することがある。
- 3) パドックエリアにおいて火気および発火物の使用は禁止する。

## 第4章 抗議に関する事項

### 第32条 抗議

- 1) 「JAF国内カート競技規則」第13章に基づき、抗議は書面にて抗議料を添付の上、エントラントより競技長を経由して大会審査委員会に提出するものとする。
- 2) ①技術委員または車両検査委員の決定に対する抗議は決定直後とする。  
②競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技終了後30分以内とする。  
③競技の成績に関する抗議はその発表後30分以内とする。
- 3) 抗議料は20,300円(消費税含む)とする。
- 4) カデットクラスは一切の抗議は認めない事とする。

## 第5章 成績および賞典に関する事項

### 第33条 成績決定および賞典

- 1) 決勝ヒートの順位によって決定する。
- 2) 賞典はドライバー及びエントラントに対して行なわれる。ドライバーへの賞典は各レースごとの成績に応じて与えられるスポット賞典とシリーズの成績に応じて与えられるシリーズ賞典が与えられる。エントラントにはチームシリーズ賞が与えられる。
- 3) 賞典の内容は各クラス下記のように定める。

#### [スポット賞典]

#### ● カデットクラス

- 1位 トロフィー・シャンパン(ノンアルコール) 賞金30,000円
- 2位 トロフィー・シャンパン(ノンアルコール) 賞金10,000円
- 3位 トロフィー・シャンパン(ノンアルコール) 賞金5,000円

#### ● ジュニアMAXクラス

- 1位 トロフィー・シャンパン(ノンアルコール) 賞金50,000円
- 2位 トロフィー・シャンパン(ノンアルコール) 賞金30,000円
- 3位 トロフィー・シャンパン(ノンアルコール) 賞金15,000円

● SSクラス

- 1位 トロフィー・シャンパン 賞金50,000円
- 2位 トロフィー・シャンパン 賞金30,000円
- 3位 トロフィー・シャンパン 賞金15,000円

● MAXクラス

- 1位 トロフィー・シャンパン 賞金50,000円
- 2位 トロフィー・シャンパン 賞金30,000円
- 3位 トロフィー・シャンパン 賞金15,000円

● SODIレンタルクラス

- 1位 トロフィー・シャンパン 賞金30,000円
- 2位 トロフィー・シャンパン 賞金10,000円
- 3位 トロフィー・シャンパン 賞金5,000円

[シリーズ賞典]

● カデットクラス

シリーズチャンピオンにシリーズ賞金800,000円、SODIシャーシMINI950を1年間無償貸与する。

● ジュニアMAXクラス

シリーズチャンピオンにシリーズ賞金2,000,000円、SODIシャーシST30(又はST32)を1年間無償貸与する。賞金2,000,000円のサポート内容については、翌年度の全日本カート選手権、ヨーロッパジュニア選手権、マカオ選手権への参加等への充当を行なうか否か等についてはドライバー・エントラント・主催者で協議のうえ、決定する。

シリーズチャンピオンにはSODIジュニアチームへの加入権を与える。これは必ずしも加入を強制するものではなく、本人の意向を確認のうえ、ドライバーに権利を与えるものである。

● SSクラス

シリーズチャンピオンにシリーズ賞金3,000,000円、SODIシャーシST30(又はST32)を1年間無償貸与する。

シリーズチャンピオンにはSODIワークスチームへの加入権を与える。これは必ずしも加入を強制するものではなく、本人の意向を確認のうえ、ドライバーに権利を与えるものである。

シリーズチャンピオンにはFCJニスモオー디션エントリー権を与える。本エントリー権はレーシングドライバー本山哲が優秀者と認め、NISMOが運営するNDDP(ニッサン・ドライバー・ディベロップメント・プログラム)のFCJオー디션に推薦し、これに参加することができる権利のことである。

● MAXクラス

シリーズチャンピオンにシリーズ賞金5,000,000円、SODIシャーシST30(又はST32)を1年間無償貸与する。

シリーズチャンピオンにはSODIワークスチームへの加入権を与える。これは必ずしも加入を強制するものではなく、本人の意向を確認のうえ、ドライバーに権利を与えるものである。

シリーズチャンピオンにはFCJニスモオー디션エントリー権を与える。本FCJニスモエントリー権とはレーシングドライバー本山哲が優秀者と認め、NISMOが運営するNDDP(ニッサン・ドライバー・ディベロップメント・プログラム)のFCJオー디션に推薦し、これに参加することができる権利のことである。

● SODIレンタルクラス

シリーズチャンピオンにシリーズ賞金200,000円、SODIシャーシST30(又はST32)及びYAM  
AHA製KT100SECをそれぞれ1年間無償貸与する。

[チームシリーズ賞]

チームシリーズ賞はドライバーをサポートしているエントラントを対象にドライバーのシリーズ獲得ポイントの合計の多いチームに与える。なお各クラスごと2台以上のシリーズエントリーのドライバーをサポートしたエントラントに与えられる。

● カデットクラス

1位 トロフィー シリーズ賞金100,000円

2位 トロフィー シリーズ賞金50,000円

3位 トロフィー 賞金10,000円

● ジュニアMAXクラス

1位 トロフィー 賞金300,000円

2位 トロフィー 賞金150,000円

3位 トロフィー 賞金50,000円

● SSクラス

1位 トロフィー 賞金300,000円

2位 トロフィー 賞金150,000円

3位 トロフィー 賞金50,000円

● MAXクラス

1位 トロフィー 賞金300,000円

2位 トロフィー 賞金150,000円

3位 トロフィー 賞金50,000円

● SODIレンタルクラス

1位 トロフィー 賞金100,000円

2位 トロフィー 賞金50,000円

3位 トロフィー 賞金10,000円

4) スポット賞典は決勝出場台数が少ない場合、次のように制限される。

6台以上10台未満:1位から3位まで賞金の60%とする。

5) 賞典の対象は決勝ヒートにおいて完走したドライバーに限る。

## 第6章 広告に関する事項

### 第34条 広告

- 1) ナンバープレートに広告を表示することを認めない。
- 2) 広告については車検(装備品検査)時に取り付けるものとする。
- 3) オーガーナイザーは次のものに対し抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することはできない。
  - ・公序良俗に反するもの。
  - ・政治、宗教に関連したもの。

## 第7章 ペナルティーに関する事項

### 第35条 ペナルティー

- 1) 走行中の反則、妨害行為。
- 2) 次に挙げるドライバーサインを怠ったもの。
  - (1)コース上で停止した場合：両手を高く上に上げる。
  - (2)コースイン、コースアウト：片手を高く上に上げる。
- 3) 定められた方向と逆に走行したもの。
- 4) ショートカットなど規定以外のコースを走行したもの。
- 5) 指定された作業エリア以外での作業。
- 6) 競技会中の反則行為については、ドライバーを停止させることなくペナルティーを課す場合がある。
- 7) 大会期間中の違反に対するペナルティーは競技長が大会審査委員会に諮って審査委員会によって決定される。
- 8) 大会審査委員会は状況に応じてペナルティーを軽減したり強化したりすることができる。

## 第8章 その他の一般事項

### 第36条 損害の補償

- 1) 参加者は参加車両およびその付属品ならびにコースの施設、機材、器具に対する損害の補償責任を負うものとする。
- 2) エントラント、ドライバー、ピット要員はコースの所有者、主催者および大会役員が一切の損害補償の責任を免除されている事を理解しなければならない。

### 第37条 マシステッカー

すべてのドライバーは大会総合事務局がカウスステッカーを支給する場合には、これを指定の場所に貼付しなければならない。

### 第38条 大会総合事務局の権限

大会総合事務局は次の権限を有するものとする。

- 1) 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、ピット要員を選択あるいは拒否することができる。
- 2) 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させる事ができる。
- 3) やむを得ざる事由により公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの登録又は変更について許可する事ができる。
- 4) 全てのエントラント、ドライバー、ピット要員およびその参加車両の音声、写真、映像、など報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用する事を許可できる。

### 第39条 大会の延期および中止

オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て大会の一部あるいは全部を延期、中止する事ができる。大会の全部を中止あるいは24時間以上延期する場合、参戦費用は無利息にて全額返還される。ただし保険料は返還されない。なおエントラント、ドライバーはこれによって生じる損失についてオーガナイザーに抗議する権利を有しない。さらに、オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て大会の内容を変更する権限もあわせて保有するものとする。これに対する抗議は認められない。

### 第40条 公式通知の発行

本規則書に記載されていない競技運営上の細則や参加者に対する指示、本規則書に生じた必要指示事項は公式通知によって示される。

公式通知は

1. エントラントもしくはドライバーの住所に郵送される。
  2. 大会事務局に掲出される。
  3. パドックの掲示板に掲出される。
  4. ドライバースブリーフィングで指示される。
  5. 緊急の場合は場内放送で伝達される。
- 以上の方法によって参加者に通知される。

#### 第41条 本規則の解釈

本規則書ならびに競技の細則に関する疑義については大会事務局宛てに質疑申し立てができる。この回答は大会審査委員会の決定を最終的なものとして示される。

#### 第42条 ピット、パドック、駐車エリア使用に関して

- 1) ピット・パドックは火気厳禁とする。特に、タバコ等火気を取り扱わないよう注意し(タバコは指定された場所をお願いします)、ピット・パドック使用後は責任をもって清掃をしなければならないものとする。
- 2) 場内で処理できるごみは、燃えるもの(紙、ビニール)、カン、ビン、ペットボトル、廃油、砂利、金属とし(廃タイヤ、その他処理ができないごみは持ち帰るものとする)、指定のゴミ箱に分別するものとする。
- 3) 金属ゴミ箱はバンパー、エンジン、フレーム、家電製品、絨毯などの粗大ゴミとなるものは入れず、持ち帰るものとする。処理できない品の置き去りについては、不法投棄となり処罰される場合があるので十分注意が必要である。
- 4) 場所取り行為は禁止される。駐車エリアに物を置くと車両通行上、危険となるので、物を置かない様十分注意しなければならない。物が置いてあった場合、当該物の所有権は放棄されたものとみなされ、事務局が回収する場合がある。
- 5) 競技車両のピット・パドックでのエンジン始動は禁止とする。

#### 第43条 負傷時の医務室受診義務

負傷時の指定応需病院は各コースごとに提示するものとする。

#### 第44条 エントラント及びドライバーの遵守事項

- 1) エントラントは自己の参加に係る全ての者にすべての法規及び規則を遵守させる責任を有する。
- 2) エントラント、ドライバー及びピットクルーは本規則の下で開催される競技会中に生じた事態についてコースの所有者、大会総合事務局及び大会役員に対していかなる責任も追及しない。
- 3) エントラント、ドライバー及びピットクルーはスポーツマンらしくならぬ行為、不謹慎な言葉遣い、あるいは競技を妨害する行為をとった場合、当該競技失格とする。
- 4) 大会総合事務局はエントラント、ドライバー及びピットクルーの肖像権及びその参加車両の音声、社員、映像などの報道による放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することができる。

#### 第45条 誓約書の署名

ドライバー、エントラント及びピットクルーはエントリー用紙に記載された誓約書に署名、捺印をしなければならない。

#### 第46条 大会総合事務局からの連絡手段

競技会の連絡はすべてパソコンのEメールアドレスを通じて行なうので、事前に大会総合事務局にEメールアドレスを登録しなければならない。大会総合事務局は、エントラントがEメールの登録を失念し、又は、誤ったEメールアドレスを登録したことにより、連絡が行えなかったとしても、一切責任を負わないものとする。

### スピードカップ 2010シリーズ規定

#### 第47条 シリーズ賞

##### 1) 当該クラス

カデット、ジュニアMAX、SS、MAX、SODIレンタルの各クラス

##### 2) シリーズ日程

東地域第1戦・第2戦 3月21日(日)APGオートパラダイス御殿場  
西地域第1戦・第2戦 5月30日(日)美浜サーキット  
西地域第3戦・第4戦 6月27日(日)琵琶湖スポーツランド  
東地域第3戦・第4戦 8月15日(日)榛名モータースポーツランド  
西地域第5戦・第6戦 9月12日(日)瑞浪サーキット  
東地域第5戦・第6戦 10月31日(日)新東京サーキット  
最終戦 11月28日(日)つま恋カートコース

##### 3) ポイント

- ・本大会のドライバーに与えられる得点は下記に記載5)シリーズチャンピオンの認定 のシリーズポイントを適用する。
- ・スポット参加のドライバーにはポイント獲得順位でチェッカーを受けた場合でもポイントは与えられないものとする。ただし、表彰式にて表彰し、上位入賞者にはスポット賞金は与えられる。
- ・決勝ヒートにおいてドライバーが9人未満の場合、ポイントは半分とする。

##### 4) 有効ポイント

- ・ジュニアMAX、SS、MAXクラスのシリーズポイントは決勝ヒート全7ヒート中6ヒート(最終戦を含む)の合計獲得ポイントにおいて決定する。
- ・カデット、SODIレンタルクラスのシリーズポイントは決勝ヒート全4ヒート中3ヒート(最終戦を含む)の合計獲得ポイントにおいて決定する。
- ・全クラスとも全戦の50%以上に値する数の競技会に参加した場合にシリーズポイントを有効とする
- ・同ポイントの場合は以下の順で決定する。
  - ①上位入賞回数が多い者。
  - ②ポイント、上位入賞回数ともに同じ場合は、最終戦の成績が上位の者。
  - ③出場回数が多い者。
- ・最終戦のポイントは通常の1.5倍とする。

##### 5) シリーズチャンピオンの認定

- ・「日本カート選手権規定」第1章 第7条に基づき、有効ポイントが最も多いドライバーをチャンピオンとする。

[スピードカップ2010シリーズ 全クラス]

シリーズポイントは決勝ヒートの順位に応じて下記のとおり与えられる。

1位=20p : 2位=15p : 3位=11p : 4位=8p : 5位=6p  
6位=5p : 7位=4p : 8位=3p : 9位=2p : 10位=1p

●各レースでの予選ヒートポールポジションの者には+1p、決勝ヒート・ファステストラップの者には+2p

シリーズポイントには最終戦のポイントに合算したうえでシリーズチャンピオンが決定される。

[ジュニアMAX、MAXクラス]

ジュニアMAX、MAXクラスに参戦しているドライバーにはスピードカップ2010シリーズのシリーズポイントとは別にROTAX MAX WORLD POINTが付与される。詳細は2010年 ROTAX MOJO MAX チャレンジ規則(以下「ROTAX MOJO規則」という)に準拠する。

ただし2010年10月31日に予定されている新東京サーキット東地域第5戦、第6戦でのROTAX MAX WORLD POINTはROTAX MOJO規則に記載の2010年10月26日の期日を越えてしまうため、付与されない。

# 技 術 規 定

カデット・SS  
ジュニアMAX・MAX・SODIレンタル

## 第1章 共通規定

### 第48条 シャーシ、エンジンおよびタイヤの登録

競技に使用するシャーシ、エンジン2基およびタイヤは車両登録申告書に登録済みのものとし、タイヤは1セットが登録できる。使用できるレインタイヤは1セットとする。ただし審査委員会が認めた場合のみ全員がもう1セット使用できる。

### 第49条 カート

カートは本特別規則書技術規定に合致した車両であること。

### 第50条 タイヤ

- 1) 公式練習から登録したタイヤを使用しなければならない。
- 2) 不慮のトラブルの場合、技術委員長の承認のもとに1本のみ交換が認められる。
- 3) 使用するタイヤには各自において、車両ゼッケンを記入しなければならない。

### 第51条 最低重量

1) クラスごとの最低重量は以下のとおりとする。

カデットクラス	: 110kg
ジュニアMAX	: 148kg
SS	: 145kg
MAX	: 160kg
SODIレンタル	: 150kg

2) 最低重量を満たすためにバラスト(ballast)を搭載する場合、バラストは全て固形材料を用い、車体にボルトナットで強固に取り付けなければならない。

### 第52条 競技ナンバー

「JAF国内カート競技車両規則」第2章第9条に従って前後およびサイドボックス両側面に取り付けること。

競技ナンバーはクラス別規定に記される指定色のものを取り付けなければならない。なお、全クラスともゼッケンに蛍光色を使用する事を禁止する。

### 第53条 フロントパネル

「JAF国内カート競技車両規則」第2章第11条に従ったフロントパネルを取り付けること。

### 第54条 サイドボックス

「JAF国内カート競技車両規則」第2章第11条車体2サイドボックスに記載の規定に準ずる。

### 第55条 フロントフェアリング

「JAF国内カート競技車両規則」第2章第11条に従ったフロントフェアリングを取り付けること。

## 第56条 リアバンパー

「SL車両規定」に準ずる。

## 第57条 発信機

- 1) データロガー用の発光器は、指定された場所以外への設置は認めない。
- 2) 設置場所については各コースの指定場所とする。
- 3) テレメトリーシステムは一切禁止する。

## 第58条 プラグ

プラグについての改造は一切禁止され、市販状態で使用することとする。

## 第2章 クラス別規定

### 第59条 カデットクラス

- 1) エンジン: 日本国内仕様YAMAHA KT100SECクラッチ・セルスターター付
  - ・シリンダーガスケット: 純正使用(0.5mmのガスケットを3枚重ねる・総計1.1mm以上)
  - ・キャブレター: WB3A/21/33改造・部品変更禁止。
  - ・インレットスプリング・ダイヤフラム: インレットスプリング(スプリングメタリングレバー)は、738-14556-00、738-14556-10、738-14556-30のいずれか使用。ダイヤフラムASSYは738-14545-00、789-14545-03のいずれか使用。
  - ・マニホールド: 7YA-13585-00。
  - ・ジョイントキャブレター: 純正φ14.5mmテーパージョイント装着必備(黒色: 7YU-13586-09)公差±0.5mm以下。
  - ・リストリクタープレート: なし。
  - ・ジョイントエアクリーナー: 7YF-14453-03。
  - ・インレットサイレインサー(吸気消音器): 2003年以前のCIK-FIA公認部品またはヤマハ純正部品とし、吸気孔の口径はφ22mm以下(切削・加工・改造禁止)
  - ・プラグ: メーカーは自由。ただし一般市販のネジ山19mm以下のものに限る。プラグワッシャーも含めて市販状態とし、ネジ山長の変更禁止。
  - ・プラグキャップ: ヤマハ純正とし改造禁止(他メーカーの部品接続禁止)
  - ・ドライブsprocket: SLクラッチ用ドライブsprocketはフリーライン製の219×10T, 11T, 12Tから選択。SLクラッチ用ドライブsprocketはフリーライン製か社外(215または219)の使用可。
  - ・クラッチカバー: クラッチ付エンジンは、SLクラッチカバーまたは純正カバーハウジングを装着、およびSLクラッチにおいてはSLクラッチプロテクターまたはクラッチサポートを必備。
  - ・エキゾーストパイプ: 品番: 7YT-14610-00か改訂品の7YU-14610-00のいずれか。ただし、溶接、加工の入ったエキゾーストパイプは使用禁止。
- 2) シャーシ/フレーム: SLカデットオープンクラスの規則に準ずる。「JAFカート競技車両規則」第2章および第3章に準拠したシャーシ/フレームを使用しなくてはならない。
- 3) フロントブレーキ: 禁止。
- 4) 競技ナンバー色: 黄色地に黒色数字。

5)タイヤ:

ドライ=ヨコハマSLJナロータイヤ  
レイン=ヨコハマSL03

第60条 ジュニアMAXクラス

- 1)エンジン:ROTAX 125ジュニアMAX
- 2)シャーシ/フレーム:自由
- 3)フロントブレーキ:禁止
- 4)競技ナンバー色:赤地に白数字。
- 5)タイヤ:

ドライ:MOJO D2  
レイン:MOJO W2

本クラスは「2010年 ROTAX MOJO MAX チャレンジ規則」に準拠する。

第61条 SSクラス

- 1) エンジン:日本国内仕様KT100SD/SC/SEC。

- ・シリンダーガasket:純正使用0.4mm以上。
- ・キャブレター:WB3A/21/33改造・部品変更禁止。
- ・インレットスプリング・ダイヤフラム:インレットスプリング(スプリングメタリングレバー)は、738-14556-00、738-14556-10、738-14556-30のいずれか使用。  
ダイヤフラムASSYは738-14545-00、789-14545-03のいずれか使用。
- ・マニホールド:7YA-13585-00
- ・ジョイントキャブレター:純正φ26mmテーパージョイント装着必備  
(オレンジ色:787-13586-00)公差±0.5mm以下。
- ・リストラクタープレート:なし
- ・ジョイントエアクリーナー:7YF-14453-03
- ・インレットサイレンサー(吸気消音器):市販CIK-FIA公認部品使用可。  
吸気孔の口径はφ23mm以下(本体、エアフィルターの切削・加工・改造禁止)
- ・プラグ:メーカーは自由。ただし一般市販のネジ山19mm以下のものに限る。  
プラグワッシャーも含めて市販状態とし、ネジ山長の変更禁止。
- ・プラグキャップ:ヤマハ純正とし改造禁止(他メーカーの部品接続禁止)
- ・ドライブsprocket:SLクラッチ用ドライブsprocketはフリーライン製の219×10T, 11T, 12Tから選択。SLクラッチ用ドライブsprocketはフリーライン製か社外(215または219)の使用可。
- ・クラッチカバー:クラッチ付エンジンは、SLクラッチカバーまたは純正カバーハウジングを装着、  
およびSLクラッチにおいてはSLクラッチプロテクターまたはクラッチサポートを必備。
- ・エキゾーストパイプ:品番:7YT-14610-00か改訂品の7YU-14610-00のいずれか。  
ただし、溶接、加工の入ったエキゾーストパイプは使用禁止。

- 2)シャーシ/フレーム:「JAFカート競技車両規則」第2章および第3章に準拠したシャーシ/フレームを使用しなくてはならない。

- 3)フロントブレーキ:禁止

- 4)競技ナンバー色:青地に白数字

- 5)タイヤ:

ドライ=フロント:ブリヂストンSL07、リア:ブリヂストンSL94  
レイン=ブリヂストンSL94

#### 第62条 MAXクラス

- 1)エンジン:ROTAX 125MAX
- 2)シャーシ/フレーム:自由
- 3)フロントブレーキ:禁止
- 4)競技ナンバー色:緑地に白数字
- 5)タイヤ:  
    ドライ:MOJO D2  
    レイン:MOJO W2

本クラスは「2010年 ROTAX MOJO MAX チャレンジ規則」に準拠する。

#### 第63条 SODIレンタルクラス

- 1)エンジン:スバル KX21
- 2)シャーシ/フレーム:SODI ST30
- 3)フロントブレーキ:禁止
- 4)競技ナンバー色:ピンク地白数字
- 5)タイヤ:  
    ダンロップ SL98 オールウェザータイヤ

\* 内容は予告なく変更になる場合があります。

2009年12月29日 制定

2009年1月4日 改訂